

令和8年

第4回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和8年3月3日（火）
開会 14時00分 閉会 15時03分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議 事

第54号議案 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第55号議案 教育職員の働き方改革取組指針（福岡県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）について

第56号議案 市町村立学校長の人事について

2 協 議

(1) 県立学校長の人事について

(2) 県立学校事務職員の人事について

(3) 事務局職員の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：寺崎雅巳

委員：久保竜二、西田久美、池田早織

2 欠席者

堤康博、松浦賢長

3 出席職員

副教育長 松永一雄、教育監 三澄妙子、理事兼教育総務部長 田中直喜、教育振興部長 日高吉三郎、副理事兼総務企画課長 綾部耕士、副理事兼教職員課長 中嶋健一、高校教育課長 古島裕太 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【寺崎教育長】

本日は所用により、堤委員及び松浦委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第4回教育委員会会議定例会を開催します。

傍聴人に申し上げます。受付で配付された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力ください。

本日の案件につきましては、お手元の画面に表示しているとおりです。審議に入る前

に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 久保委員が挙手 >

【久保委員】

はい。第56号議案、協議（1）、協議（2）及び協議（3）につきましては人事に関する案件ですので、「非公開」とする発議をいたします。

【寺崎教育長】

ただいま、久保委員から「非公開」の発議がありましたので採決したいと思います。「非公開」とすることに賛成の方は挙手願います。

< 出席者全員が挙手 >

【寺崎教育長】

出席者全員賛成でございます。したがって、第56号議案、協議（1）、協議（2）及び協議（3）につきましては「非公開」にて審議することといたします。

以上で非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて第54号議案及び第55号議案を審議した後、非公開にて第56号議案、協議（1）、協議（2）及び協議（3）を審議いたします。

それでは、第54号議案「福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を古島高校教育課長、お願いします。

○第54号議案 福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【古島高校教育課長】

第54号議案、福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

< 古島高校教育課長が資料に沿って説明 >

【古島高校教育課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

続いて、第55号議案「教育職員の働き方改革取組指針（福岡県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）について」を中嶋教職員課長、お願いします。

○第55号議案 教育職員の働き方改革取組指針（福岡県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）について

【中嶋教職員課長】

第55号議案、教育職員の働き方改革取組指針（福岡県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）についてでございます。

< 中嶋教職員課長が資料に沿って説明 >

【中嶋教職員課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【池田委員】

資料2ページの目標に、「教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内とする」と記載がありますが、参考資料の35ページ、「ア 長時間勤務の状況」の平均時間数の表を見ると、令和4年度以降は月45時間以内という目標を満たしているという認識でよろしいでしょうか。

【中嶋教職員課長】

こちらは、全県立学校教育職員を対象に実施した調査結果から、時間外在校等時間の1人あたりの平均時間数となります。資料2ページに記載しております「月45時間以内とする」というのは、時間外在校等時間が月45時間以内の教育職員を100%にするという意味の目標値になりますので考え方が異なります。1人あたりの平均時間数としては下回っておりますが、月45時間以内の教育職員を100%にする

という目標達成には至っておりません。補足しますと、資料36ページ、上から2段目の表に記載されている割合の職員が、まだ月45時間を超えているという状況でございます。

【池田委員】

「時間外在校等時間」というのは、労働基準法で言う時間外労働時間とはまた異なるものでしょうか。

【中嶋教職員課長】

教員の場合は、一般の労働者とは異なっております。

県立学校の教員は、ICカードを活用し出退勤時に打刻することで、学校の中に在校している時間を計っており、勤務時間である7時間45分を超えた時間が基本的な「時間外在校等時間」という考え方になります。

教員は、一般の労働者のように時間外勤務を命じられて勤務する職員とは異なり、勤務時間を超えた時間の多くは、時間外勤務の命令を伴わない活動として従事しますので、そのあたりの考え方が異なるところでございます。

【池田委員】

教員の場合、勤務時間を超えた時間については、指揮命令下での労働ではないけれど在校等時間を把握する、となっているということでしょうか。

【中嶋教職員課長】

はい、そのとおりでございます。

【池田委員】

わかりました。

【寺崎教育長】

他にございますか。

【西田委員】

今の話に関連しますが、資料18ページの上段に「インターバル時間を十分に確保します。」と記載がありますが、現在、どのくらいの割合の確保ができていますでしょうか。

【中嶋教職員課長】

インターバル時間の確保に取り組んではいますが、現状、時間の把握まではできておりません。

【西田委員】

わかりました。

【寺崎教育長】

他にございますか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

傍聴人の方に申し上げます。この後、非公開審議となりますので、傍聴人の方は御退席いただきますようお願いいたします。

< 以降非公開審議となった >

○第56号議案 市町村立学校長の人事について

市町村立学校長の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○協議（1） 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、協議を行った。

○協議（2） 県立学校事務職員の人事について

県立学校事務職員の人事について、協議を行った。

○協議（3） 事務局職員の人事について

事務局職員の人事について、協議を行った。

(15:03)